

上越市地域福祉計画評価委員会

次 第

〔 とき 令和3年7月7日（水）
10：00～
ところ 木田庁舎 401 会議室 〕

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 委員長・副委員長の互選

5 議事

(1) 委員会の運営等について（資料1、2）

(2) 上越市第2次地域福祉計画に基づく取組の進捗管理について

①地域福祉計画の振り返り

②取組の評価結果について（資料3-1、3-2）

6 その他

7 閉会

上越市地域福祉計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定した上越市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の取組状況を評価するため、上越市地域福祉計画評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に基づく取組状況の評価に関する事項
- (2) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進を図るために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

- (1) 地域福祉計画策定時の策定委員であった人
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱に係る地域福祉計画の最終年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

委員会運営について

1 会議情報の公開について

(1) 会議及び会議録の公開

- ・ 会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。

(2) 委員名簿の公開

- ・ 委員名簿は、公開するものとする。
- ・ 名簿には、名前、所属、役職を記載する。

(3) 会議資料及び会議録の公開方法

- ・ 会議資料は、原則として会議終了後、市のホームページで公開する。
- ・ 会議録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後、委員長及び副委員長の確認を経て会議資料と同様の方法により公開する。
- ・ なお、発言者の委員名についても公開する。

2 審議の進め方

- ・ 議事は、委員個人の意見ではなく、合議により委員会としての全体意見を集約しながら進める。運営上の確認事項が生じた場合は、委員長は委員会に諮って決定する。

評価結果総括表

資料 3-1

○【取組の方向性・概要】ごとに作成した70件についての評価区分別の件数は、
下表のとおりです。

評価区分	令和元年度	令和2年度
A（計画を越えて実施）	1件（1.4%）	0件（0.0%）
B（計画どおり実施）	67件（95.7%）	64件（91.4%）
C（一部実施できず）	2件（2.9%）	6件（8.6%）
合計	70件（100.0%）	70件（100.0%）

評価区分別件数(基本目標、基本施策、取組の方向性・概要別)	令和元年度			令和2年度		
	A	B	C	A	B	C
基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します		38	1	37	2	
(1) きめ細かい相談・支援体制の強化		13		13		
① 相談体制の強化		1		1		
② 生活困窮者支援の充実		1		1		
③ 子どもの貧困対策		1		1		
④ 助けを求めることができる市民意識の向上		7		7		
⑤ 相談窓口の周知		3		3		
(2) 地域における見守り活動の充実		8		8		
① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続		4		4		
② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進		4		4		
(3) 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進		4	1	4	1	
① 健康づくり活動の推進		1		1		
② 子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進		2		2		
③ 自殺予防の取組の推進		1	1	1	1	
(4) 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進		9		8	1	
① 地域における居場所づくりの推進		2		2		
② 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進		2		1	1	
③ 外出機会の確保		1		1		
④ 高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保		1		1		
⑤ 高齢者や障害のある人等の就労支援		3		3		
(5) 権利擁護の推進		4		4		
① 権利擁護が必要な人への取組の推進		2		2		
② いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応		2		2		
基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します	1	8	1	8	2	
(1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上	1	2		3		
① 地域の一員として認め合う市民意識の向上	1	1		2		
② 人権意識の確立に向けた教育の推進		1		1		
(2) 地域福祉活動の促進		4	1	3	2	
① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等			1		1	
② 地域福祉活動における出番の創出		3		2	1	
③ ボランティア・NPO等の活動支援		1		1		
(3) 地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築		2		2		
① 地域における支え合い体制の充実		1		1		
② 上越市版地域包括ケアシステムの構築		1		1		
基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します		21		19	2	
(1) 個人に寄り添った福祉サービスの提供		9		8	1	
① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供		1		1		
② 高齢者福祉サービスの提供		1		1		
③ 母子保健事業の充実		1		1		
④ 子育て世帯への支援		6		5	1	
(2) 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援		9		8	1	
① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実		7		7		
② 情報の取得が困難な人への情報入手支援		1			1	
③ 「職員対応要領」に基づく適切な対応		1		1		
(3) 安心して暮らせる環境の整備		3		3		
① 地域における生活基盤づくり		2		2		
② 地域医療体制の充実		1		1		
合計		167	2	064	6	

●実施結果の評価
 A: 計画を越えて実施
 B: 計画どおり実施
 C: 一部実施できず
 D: 実施に至らず

上越市第2次地域福祉計画に係る取組等の進捗管理表

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
	1	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	①相談体制の強化			自分や家族だけでは解決が困難な複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる人を支援するため、専門職のチームが関係機関と連携しながら、複雑・多様化する相談に対応します。	すこやかなくらし包括支援センター	すこやかなくらし包括支援センター及び市内11の地域包括支援センターにおいて、高齢者や障害のある人、生活困窮者等の相談に対応し、相談者が必要な支援に繋がる状態	・すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、相談機能の一元化を図る。	・平成31年4月、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、専門職を集約するとともに、こども発達支援センターや関係機関と一層の連携を図ることで、専門的かつ総合的な相談支援を行える体制を整えた。	B	・地域における高齢者の総合窓口である地域包括支援センターの業務に障害のある人や生活困窮者等の相談対応を付加し、相談機能の強化を図る。	・令和2年4月から、市内11の地域包括支援センター（サテライトを含めると20）に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加することで、身近な地域において複合的な相談を一体的に受けられることが可能となった。
2	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	②生活困窮者支援の充実	生活保護世帯や生活困窮者等の早期の自立を支援するため、就労支援員等の配置や、自立支援計画の実行など、相談体制の充実を図るとともに、就学援助費や奨学金などの各種制度を活用した支援に取り組めます。また、生活困窮者自立支援事業を通じて、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行いながら、就労の準備が整っていない人に対する中間的就労や社会参加の場を広げるなど、地域における自立・就労支援等の体制を構築します。	福祉課	地域に潜在化する生活困窮者を的確に把握し、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を実施することで、生活困窮からの脱却はもとより、その背景にある様々な課題解決につながる相談支援を実施できる状態	・自立相談支援事業及び就労準備等支援事業の仕様書内容等を抜本的に見直し、令和2年度の包括的かつ継続的な支援体制の枠組み作りを行う。	・自立相談支援事業は高齢者、障害者とともに生活困窮者の支援も市内11の地域包括支援センターを相談窓口とすることで、一体的な支援を可能とし、また就労準備等支援事業は就労に向けた能力形成支援や相談者の状況に応じた求人開拓を促すなど令和2年度へ向け相談体制や内容の見直しを実施した。	B	・自立相談支援機関を市内11の地域包括支援センターにおき、生活困窮者への相談支援を実施するとともに、就労準備等支援事業については、個々の状況に応じた段階的な就労支援の場や社会参加の場を開拓し、提供する基盤をつくる。	・市内11の地域包括支援センターを自立相談支援機関として生活困窮者への相談支援を開始し、より身近な地域での相談を可能とした。就労準備等支援事業では就労体験の場の提供、就労準備講習会の開催に加え、無料職業紹介所を開設した。	B	・自立相談支援事業及び就労準備等支援事業に係るサービスの充実を図り、支援を必要とする生活困窮者を的確に把握し、個々の状況に応じた包括的かつ継続的なサービスを提供する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
3	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	③子どもの貧困対策	子どもの生活実態アンケート調査結果から課題を抽出し、「子どもの貧困対策」の方向性等を定めた「上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)」を策定し、子どもがすこやかに育つ環境の整備等を進めます。	こども課	「上越市子ども・子育て支援総合計画」に基づく、相談支援体制の充実及び子どもの貧困対策の推進に関する取組が確実に進捗している状態。	・相談支援体制の充実及び子どもの貧困対策の推進に関する施策を「上越市子ども・子育て支援総合計画」に登載する。	・子ども・子育て支援に関する各種施策を総合的かつ一体的に推進するため、「上越市子ども・子育て支援総合計画」を策定した。	B	・「上越市子ども・子育て支援総合計画」に登載した相談支援体制の充実及び子どもの貧困対策の推進に関する取組を確実に推進する。	・すこやかにくらし相談窓口のほか、子どもほっとラインなど、個々のニーズに対応した相談しやすい環境を引き続き整えるとともに、子ども医療費助成事業やファミリーサポートセンター事業において、助成の拡充を行うなど、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。	B	・「上越市子ども・子育て支援総合計画」に登載した相談支援体制の充実及び子どもの貧困対策に関して、関係機関や地域等が一体となって取組を推進する。	同左
4	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	④助けを求められることができる市民意識の向上	市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求められることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	福祉課	市民が困りごとがあった場合などに、身近な相談相手である民生委員・児童委員、主任児童委員に気軽に相談をしたり、助けを求めたりしている状態	・困りごと等があった場合に、民生委員・児童委員、主任児童委員に助けを求められることができるよう、広報上越に民生委員の活動内容等をPRする記事を掲載するほか、町内会を通じて、年1回民生委員の活動内容等を周知するチラシの回覧を行う。	・5/15号広報上越に民生委員の活動内容等をPRする記事を掲載し、8月にPRチラシの町内会回覧を行い、民生委員活動を周知した。	B	・困りごと等があった場合に、民生委員・児童委員、主任児童委員に助けを求められることができるよう、広報上越に民生委員の活動内容等をPRする記事を掲載するほか、町内会を通じて、年1回民生委員の活動内容等を周知するチラシの回覧を行う。	・8月にPRチラシの町内会回覧を行い、民生委員活動を周知した。	B	・民生委員・児童委員、主任児童委員により、困りごとのある人の日常的な見守り活動が継続されるよう、広報上越に民生委員の活動内容等をPRする記事を掲載するほか、町内会を通じて、年1回民生委員の活動内容等を周知するチラシの回覧を行う。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
5	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	④助けを求めることができる市民意識の向上	市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	高齢者支援課	・地域において、隣近所の住民同士が困った時にSOSを出し合い、相互に支援し合う関係が構築されている状態。	・各地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、地域の支援者や関係者が情報共有及び連携を行う場を設置する。	・市内28地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、協議体会議を開催することで、町内会長・民生委員・老人会・地域包括支援センター等地域の支援者や関係者が情報共有を図り、連携を図った。 協議体の設置：28地域自治区	B	・各地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、地域の支援者や関係者が情報共有及び連携を行う場を設置する。	・市内28地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、協議体会議を開催することで、町内会長・民生委員・老人会・地域包括支援センター等地域の支援者や関係者が情報共有を図り、連携を図った。 協議体の設置：28地域自治区	B	・各地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、地域の支援者や関係者が情報共有及び連携を行う場を設置する。	同左
6	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	④助けを求めることができる市民意識の向上	市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	健康づくり推進課	市民が相談の必要性を理解し、必要に応じて助けを求めたり、発信したりすることが出来る状態。	・健康づくり推進活動チーム研修会や町内の健康講座等で相談の必要性を周知し、市民意識の向上を図る。	・健康づくり推進活動チーム研修会や町内の健康講座等、様々な機会を通じて相談・支援に関する周知を行った。	B	・健康づくり推進活動チーム研修会や町内の健康講座等で相談の必要性を周知し、市民意識の向上を図る。	・健康講座や民生委員ブロック別研修等、様々な機会を通じて相談・支援に関する周知を行った。	B	・健康づくり推進活動チーム研修会や町内の健康講座等で相談の必要性を周知し、市民意識の向上を図る。	同左
7	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	④助けを求めることができる市民意識の向上	市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	こども課	児童の虐待などを発見した場合に、ただちに近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができる状態。	・広報Jステーションでの広報及び地域における権利講座を通じ、児童虐待を発見した場合の対応など周知する。	・広報Jステーションでの広報(11/20)及び地域における権利講座(6回)を通じ、児童虐待を発見した場合の対応など周知することができた。	B	・広報Jステーションでの広報及び地域における権利講座を通じ、児童虐待を発見した場合の対応など周知する。	・広報Jステーションでの広報(11/24)及び権利講座のほか、ダブルリボンキャンペーンを通じて、児童虐待を発見した場合の対応など、広く周知することができた。	B	・広報Jステーションでの広報及び地域における権利講座を通じ、児童虐待を発見した場合の対応など周知する。	同左
8	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	④助けを求めることができる市民意識の向上	市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	保育課	児童の虐待を発見した場合に、ただちに近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができる状態	・市のホームページを通じ、児童虐待を発見した場合の対応などを掲載する。	・ホームページの掲載に替わり、保護者に対し、児童虐待への不安や育児での困りごと等について、園や行政にいつでも相談できることを周知した。	B	・市のホームページ等を通じ、児童虐待を発見した場合の対応などを掲載する。	・園だよりや保護者会等の機会を通して、保護者に対し、児童虐待への負担や育児での困りごと等について、園や行政にいつでも相談できることを周知した。	B	・園だより等を通じ、児童虐待を発見した場合の対応などを掲載する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
9	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	④助けを求められることができる市民意識の向上	市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求められることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	すこやかなくらし包括支援センター	虐待を受けた当事者やその周りにいる人が、虐待を理解し、虐待が起こった時に、速やかに関係機関に支援を求めることができる状態 虐待防止に関わる関係機関が、市民からの虐待に関する発信を的確に受け止め、虐待の早期発見・早期支援ができています。	・広報やFM放送等を通して、虐待防止に関する啓発を行う。 ・すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、相談機能の一元化を図る。	・市民に向けてFMや広報上越で児童虐待の防止に関する周知を図った。 ・小学校から高等学校までの保護者等へ相談窓口を記載したチラシ等を配布した。 ・平成31年4月、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、専門職を集約したほか、関係機関と一層の連携を図り、相談支援体制を強化した。	B	・広報やFM放送等を通して、虐待防止に関する啓発を行う。 ・関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期支援につなげるため、研修等を実施する。	・市民に向けてFMや広報上越で児童虐待の防止に関する周知を図った。 ・小学校から高等学校までの子どもとその保護者へすこやかなくらし包括支援センターの相談窓口を周知するチラシ等を配布した。 ・子どもたちが虐待について理解し、困った時に助けを求められるよう、市内の小中学校、高校等に通う児童・生徒に「虐待防止啓発リーフレット」を配布した。 ・地域包括支援センター職員を対象に障害者・高齢者虐待への対応研修を実施した。	B	・広報やFM放送等を通して、市民に向けて虐待防止に関する啓発を行う(ヤングケアラーに関する啓発を含む)。 ・関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期支援につなげるため、研修等を実施する。(地域包括支援センター職員や民生委員・児童委員等への研修内容にヤングケアラーの対応を含める。)	同左
10	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	④助けを求められることができる市民意識の向上	市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求められることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。	こども発達支援センター	子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者が、子どもの特性に気づき、こども発達支援センターに相談できる状態	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、助言等を行う。 ・保育園等巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげる。	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、子どもの関わり方を一緒に考えながら、助言等を行った。 ・保育園や幼稚園等の全園を対象に巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげた。	B	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、助言等を行う。 ・保育園等巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげる。	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、子どもの関わり方を一緒に考えながら、助言等を行った。 ・保育園や幼稚園等の全園を対象に巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、こども発達支援センターの相談や療育につなげた。	B	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、助言等を行う。 ・保育園等巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげる。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
11	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	⑤相談窓口の周知	個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、相談窓口を周知します。	高齢者支援課	・個々の状況に応じた適切な相談先が市民に周知されている状態。	・全ての地域自治区において、すこやかサロンを開催し、参加者に対し相談窓口を周知する。	・市内28地域自治区においてサロンや介護予防教室等の通いの場で、参加者に対し地域包括支援センターなどの相談窓口を周知した。 ・通いの場： 延べ実施回数 3,414回 延べ参加者数 41,721人	B	・全ての地域自治区において、すこやかサロンを開催し、参加者に対し相談窓口を周知する。	・市内28地域自治区においてサロンや介護予防教室等の通いの場で、参加者に対し地域包括支援センターなどの相談窓口を周知した。 ・通いの場： 延べ実施回数 2,554回 延べ参加者数 24,373人	B	・全ての地域自治区において、すこやかサロンを開催し、参加者に対し相談窓口を周知する。	同左
12	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	⑤相談窓口の周知	個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、相談窓口を周知します。	健康づくり推進課	市民が必要に応じて、適切な相談窓口が選択できる状態。	・広報上越や市ホームページ等にて相談窓口を周知する。	・広報上越等の周知媒体やすこやかサロン等、様々な機会に相談窓口の周知を行った。	B	・広報上越や市ホームページ等にて相談窓口を周知する。	・広報上越や市ホームページに掲載したほか、相談窓口の周知チラシを関係各課の窓口を設置する等により周知を行った。	B	・広報上越や市ホームページ等にて相談窓口を周知する。	同左
13	16	基本目標1	(1) きめ細かい相談・支援体制の強化	⑤相談窓口の周知	個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、相談窓口を周知します。	すこやかなくらし包括支援センター	すこやかなくらし包括支援センター及び市内11の地域包括支援センターにおいて、高齢者や障害のある人、生活困窮者等の相談に対応し、相談者が必要な支援に繋がる状態	・すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、相談機能の一元化を図る。	・平成31年4月、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、専門職を集約するとともに、子ども発達支援センターや関係機関と一層の連携を図ることで、専門的かつ総合的な相談支援体制を行える体制を整えた。広報上越や市ホームページを通して、相談窓口を周知した。	B	・地域における高齢者の総合窓口である地域包括支援センターの業務に障害のある人や生活困窮者等の相談対応を付加し、相談機能の強化を図る。 ・広報上越や市ホームページを通して、相談窓口を周知する。	・令和2年4月から、市内11の地域包括支援センター(サテライトを含めると20)に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加することで、身近な地域において複合的な相談を一体的に受けることが可能となった。 ・広報上越や市ホームページ、地域包括支援センターの訪問活動等を通して、相談窓口を周知した。	B	・広報上越や市ホームページを通して、相談窓口を周知する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
14	17	基本目標1	(2)地域における見守り活動の充実	①子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続	民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所と連携し、子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続します。	福祉課	地域において、子どもや高齢者への日常的に見守り活動が行われている状態。	市民児協連が主催する研修会等において、見守り活動の重要性について説明を行い、民生委員等に対して見守り活動に係る意識付けを行うことで、民生委員等の主体的な見守り活動を促進する。	12月開催の新任研修及び2月開催の全体研修にて見守り活動について説明を行い、見守り活動の重要性について委員に意識付けを行うことができた。	B	市民児協連が主催する研修会等において、見守り活動の重要性について説明を行い、民生委員等に対して見守り活動に係る意識付けを行うことで、民生委員等の主体的な見守り活動を促進する。	11月開催のブロック研修会では、引きこもりをテーマとし見守り活動での気づきが援助に繋がるという内容から、見守り活動の重要性について委員に意識付けを行うことができた。	B	市民児協連が主催する研修会等において、見守り活動の重要性について説明を行い、民生委員等に対して見守り活動に係る意識付けを行うことで、民生委員等の主体的な見守り活動を促進する。	同左
15	17	基本目標1	(2)地域における見守り活動の充実	①子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続	民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所と連携し、子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続します。	高齢者支援課	・各地域の実情にあわせた形での見守り支援活動の充実について検討がなされ、より効果的な地域単位での日常的な見守り活動が行われている状態。	・各地域の実情にあわせた形での見守り支援活動の充実について検討し、より効果的な地域単位での日常的な見守り支援活動のための学習会が開かれるなど、新たな見守り活動の実施に向けた動きにつなげた。	・各地域の実情にあわせた見守り活動が行われるよう、地域に出向いて働きかけを行ったことで、一部地域において地域全体で高齢者を見守る意識を醸成するための学習会が開かれるなど、新たな見守り活動の実施に向けた動きにつなげた。	B	・各地域の実情にあわせた形での見守り支援活動の充実について検討し、より効果的な地域単位での日常的な見守り支援活動を促進する。	・各地域の実情にあわせた見守り活動が行われるよう、地域に出向いて働きかけを行った。 (地域ケア推進会議、民生委員地区協議会等10会場)	B	・各地域の実情にあわせた形での見守り支援活動の充実について検討し、より効果的な地域単位での日常的な見守り支援活動を促進する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
16	17	基本目標1	(2)地域における見守り活動の充実	①子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続	民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所と連携し、子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続します。	すこやかなくらし包括支援センター	高齢者が支援が必要となった時に適切な支援が受けられるよう、地域において見守り活動が行われている状態 市民が児童虐待が疑われる事案を発見した時に、関係機関に連絡する状態	・地域の関係者が集まり、地域の見守り等について話し合う地域ケア推進会議を開催する。 ・広報や市ホームページ等を通して、児童虐待の防止について周知し、地域全体で、児童虐待に関する理解を深め、子どもを見守る体制を整える。	・地域の見守りをテーマとした地域ケア推進会議を地域包括支援センターごとに開催し、地域のネットワークづくりを進めた。 ・広報上越や市ホームページを活用し、児童虐待の防止について周知した。 ・申し出のあった町内会や保育園、小中学校のPTAを対象に「子どもの虐待予防出前講座」を開催した。	B	・地域の関係者が集まり、地域の見守り等について話し合う地域ケア推進会議を開催する。 ・広報や市ホームページ等を通して、児童虐待の防止について周知し、地域全体で、児童虐待に関する理解を深め、子どもを見守る体制を整える。	・地域包括支援センターごとに地域ケア推進会議を開催し、民生委員や町内会長、介護関係事業所、見守り協力事業所、行政などが参集して、地域で高齢者を見守る体制づくりについて、情報共有や役割分担の確認を行った。 ・広報上越や市ホームページ等を活用し、児童虐待の防止について周知したほか、市内の保育園や小中学校等の職員を対象に虐待対応研修を開催し、意識啓発を図った。	B	・地域の関係者が集まり、地域の見守り等について話し合う地域ケア推進会議を開催する。 ・広報や市ホームページ等を通して、児童虐待の防止について周知し、地域全体で、児童虐待に関する理解を深め、子どもを見守る体制を整える。	同左
17	17	基本目標1	(2)地域における見守り活動の充実	①子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続	民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所と連携し、子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続します。	社会教育課	市街地及びゲームセンター等の定期的な街頭指導を実施し、非行・犯罪防止及び被害防止の声かけ活動を行う。	・街頭指導、青パト巡回指導の実施(年間215回) ・積極的な声かけ活動(年間8,000人以上)	・街頭指導、青パト巡回指導:年間234回実施 ・声かけ:年間11,286人に実施	B	・街頭指導、青パト巡回指導の実施(年間170回) ・積極的な声かけ活動(年間7,000人以上)	・街頭指導、青パト巡回指導:年間133回実施 ・声かけ活動:年間9,658人に実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止(4~6月)及び豪雪(1月)のため、街頭指導等が実施できなかった期間があったが、その他の期間に声かけ活動や巡回指導の回数を増加させ、見守り活動を継続して実施した。	B	・街頭指導、青パト巡回指導の実施(年間170回) ・積極的な声かけ活動(年間7,000人以上)	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
18	17	基本目標1	(2)地域における見守り活動の充実	②障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進	民生委員・児童委員や、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。 また、保育園やこどもセンターなどにおける子ども等の様子から、気になる場所が見受けられる場合は、保育園などの職員が声掛けを行ったり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催したりするなど、子育てをしている人の困り事や不安の解消を図ります。	福祉課	地域において、障害のある人や子育てをしている人などへの日常的に見守り活動が行われている状態。	・市民児協連が主催する研修会等において、見守り活動の重要性について説明を行い、民生委員等に対して見守り活動に係る意識付けを行うことで、民生委員等の主体的な見守り活動を促進する。	・12月開催の新任研修及び2月開催の全体研修にて見守り活動について説明を行い、見守り活動の重要性について委員に意識付けを行うことができた。	B	・市民児協連が主催する研修会等において、見守り活動の重要性について説明を行い、民生委員等に対して見守り活動に係る意識付けを行うことで、民生委員等の主体的な見守り活動を促進する。	・11月開催のブロック研修会では、引きこもりをテーマとし見守り活動での気づきが援助に繋がるという内容から、見守り活動の重要性について委員に意識付けを行うことができた。	B	・民生委員等に対して見守り活動に係る意識付けを行うことで、民生委員等の主体的な見守り活動を促進する。	同左
19	17	基本目標1	(2)地域における見守り活動の充実	②障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進	民生委員・児童委員や、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。 また、保育園やこどもセンターなどにおける子ども等の様子から、気になる場所が見受けられる場合は、保育園などの職員が声掛けを行ったり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催したりするなど、子育てをしている人の困り事や不安の解消を図ります。	すこやかなくらし包括支援センター	関係機関の支援を通して、子育てに不安や負担感を抱える保護者が、相談窓口につながる状態	・すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、専門職を集約するとともに、こども発達支援センターや関係機関と一層の連携を図ることで、専門的かつ総合的な相談支援体制を整えた。	・平成31年4月、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、専門職を集約するとともに、こども発達支援センターや関係機関と一層の連携を図ることで、専門的かつ総合的な相談支援体制を整えた。	B	・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応する。	・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応する。	B	・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応する。	同左
20	17	基本目標1	(2)地域における見守り活動の充実	②障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進	民生委員・児童委員や、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。 また、保育園やこどもセンターなどにおける子ども等の様子から、気になる場所が見受けられる場合は、保育園などの職員が声掛けを行ったり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催したりするなど、子育てをしている人の困り事や不安の解消を図ります。	保育課	国と各関係機関との切れ目のない支援の中で連携を継続させ、子どもの健やかな成長を促すことができる状態	・保護者と支援機関の橋渡しや気になる子への専門的な保育を行い、保護者の相談に対して必要な助言を行う。	・保育園での専門性を生かし、園児や地域で子育てをしている保護者の相談に対応することで、子育てに対する不安の軽減が図られた。	B	・保護者と支援機関の橋渡しや気になる子への専門的な保育を行い、保護者の相談に対して必要な助言を行う。	・保育園での専門性を生かし、園児や地域で子育てをしている保護者の相談に対応することで、子育てに対する負担の軽減が図られた。	B	・保護者と支援機関の橋渡しや気になる子への専門的な保育を行い、保護者の相談に対して必要な助言を行う。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
21	17	基本目標1	(2)地域における見守り活動の充実	②障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進	民生委員・児童委員や、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。 また、保育園やこどもセンターなどにおける子ども等の様子から、気になるところが見受けられる場合は、保育園などの職員が声掛けを行ったり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催したりするなど、子育てをしている人の困り事や不安の解消を図ります。	こども課	こどもセンター及び子育てひろばで子育て相談会を実施し、子育てに関する不安感等を緩和することができる状態。	・こどもセンター及び子育てひろばで子育て相談会を実施する。 ・各施設において日々相談しやすい環境づくりと受け入れを行ってきた。 ・専門的な相談も受けられるよう、栄養士や保健師など専門職による相談日を定期的に設け、子育てに関する不安等の解消につなげることができた。	B	・こどもセンター及び子育てひろばで子育て相談会を実施する。 ・各施設において日々相談しやすい環境づくりと受け入れを行ってきた。 ・専門的な相談も受けられるよう、栄養士や保健師など専門職による相談日を定期的に設け、子育てに関する不安等の解消につなげることができた。 ・コロナ禍の影響を踏まえ、オンラインによる相談窓口も開設した。	B	・こどもセンター及び子育てひろばにおいて、子育て親子の相談に応じ、子育て相談会を実施することで悩みや不安の解消を図る。	同左		

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
22	18	基本目標1	(3)健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進	①健康づくり活動の推進	市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援します。	健康づくり推進課	市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組んでいる状態。	・市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう、各ライフステージにおいて個別保健指導を中心とした支援を行う。	・市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう、各ライフステージにおいて個別保健指導を中心とした支援を行った。	B	・市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう、各ライフステージにおいて個別保健指導を中心とした支援を行う。	・市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう、各ライフステージにおいて個別保健指導を中心とした支援を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一部実施を見合わせ、規模を縮小して実施した。	B	・市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう、各ライフステージにおいて個別保健指導を中心とした支援を行う。	同左
23	18	基本目標1	(3)健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進	②子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進	子どもの肥満の早期発見と生活習慣病予防のため、保護者が子どもの発育を確認する取組を乳幼児期から継続して実施するとともに、保育園や小中学校における保健活動の充実を図ります。	健康づくり推進課	乳幼児や保育園、学童期の子どもの肥満の早期発見と生活習慣病予防のため、保護者や子どもが発育を確認し、生活習慣の振り返りに取り組んでいる状態。	・保護者や子どもが、個人の体に合った栄養と運動について理解し、生活習慣の改善について主体的に取り組めるよう、乳幼児健診や保育園等での成長曲線を活用した保健指導、小中学校血液検査事業における事前事後指導等を行う。	・保護者や子どもが自身の体にあった栄養と運動について理解し、生活習慣の改善について主体的に取り組めるよう、乳幼児健診・保育園等での個別保健指導、小中学校血液検査での保健指導を実施した。	B	・保護者や子どもが、個人の体に合った栄養と運動について理解し、生活習慣の改善について主体的に取り組めるよう、乳幼児健診や保育園等での成長曲線を活用した保健指導、小中学校血液検査事業における事前事後指導等を行う。	・乳幼児・保育園・学童期の子どもの肥満の早期発見と生活習慣病予防についての取組を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部内容変更等を行いながら、乳幼児健診・保育園・小中学校血液検査での保健指導を実施した。	B	・保護者や子どもが、個人の体に合った栄養と運動について理解し、生活習慣の改善について主体的に取り組めるよう、乳幼児健診や保育園等での成長曲線を活用した保健指導、小中学校血液検査事業における事前事後指導等を行う。	同左
24	18	基本目標1	(3)健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進	②子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進	子どもの肥満の早期発見と生活習慣病予防のため、保護者が子どもの発育を確認する取組を乳幼児期から継続して実施するとともに、保育園や小中学校における保健活動の充実を図ります。	保育課	肥満の始まりにいち早く気づくように、保護者への啓発を行い、保育園での継続的な体力づくりを推進しながら、保護者と保育園が共に成長を確認しながら解決策を見出せる状態。	・乳幼児期の成長の変化を保護者と保育園で「成長曲線」で確認する。また、各保育園で生活習慣病予防や体力づくりのための運動あそびを実施する。	・乳幼児期の成長の変化を保護者と保育園で「成長曲線」で確認した。また、各保育園で生活習慣病予防や体力づくりのための運動あそびを実施した。	B	・「成長曲線及び肥満度」について保護者と共に共有し合い、家庭と保育園での運動あそびの実践を継続的に行う。	・乳幼児期の成長の変化を保護者と保育園で「成長曲線及び肥満度」で確認した。また、各保育園で生活習慣病予防や体力づくりのための運動あそびを実施した。	B	・「成長曲線」及び「肥満度」について保護者と共に共有し合い、家庭と保育園での運動あそびの実践を継続的に行う。	・成長の変化を保護者と保育園で共有し、その子どもに適した予防をする。家庭と保育園での運動あそびの実践を継続的に行う。

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
	25	18	基本目標1	(3)健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進	③自殺予防の取組の推進			地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制を基盤に、自殺予防に対する市民意識の向上を図ります。医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂を繰り返すことを防ぐための仕組みづくりに取り組むとともに、遺族の支援や自殺ハイリスク者の対策を進めます。仕事や家庭におけるストレスを抱えやすい壮年期や、身体機能の低下から生じる不安を感じやすい高齢期など、妊娠・出産期、思春期・青年期を含めた各ライフステージにおける課題に応じた自殺予防対策を推進します。	健康づくり推進課	30地区が「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり活動を継続実施している状態。妊娠・出産期の課題に応じた自殺予防対策が推進されている状態。	・30地区において「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり活動を実施する。 ・妊娠・出産期のマタニティブルーや産後うつ病等の対象者に自殺予防対策を行っていく。	・30地区において「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり活動を計画。24地区は実施できたが、6地区が新型コロナウイルスの影響で中止となった。 ・母子手帳交付やすくすくあかちゃんセミナーにおいてマタニティブルーや産後うつ病等の情報提供を行うとともに相談先を紹介した。新生児訪問では、エジンバラ産後うつ病質問票を用いて産後の状態を把握し、産後うつ病が疑われる人には再訪問等のフォローを行った。	C	・30地区において「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり活動を実施する。 ・妊娠・出産期のマタニティブルーや産後うつ病等の対象者に自殺予防対策を行っていく。	・30地区で計画予定であった「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり活動は20地区で実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、10地区で実施できなかった。 ・母子手帳交付やすくすくあかちゃんセミナーにおいてマタニティブルーや産後うつ病等の情報提供を行うとともに相談先を紹介した。新生児訪問では、エジンバラ産後うつ病質問票を用いて産後の状態を把握し、産後うつ病が疑われる人には再訪問等のフォローを行った。
26	18	基本目標1	(3)健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進	③自殺予防の取組の推進	地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制を基盤に、自殺予防に対する市民意識の向上を図ります。医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂を繰り返すことを防ぐための仕組みづくりに取り組むとともに、遺族の支援や自殺ハイリスク者の対策を進めます。仕事や家庭におけるストレスを抱えやすい壮年期や、身体機能の低下から生じる不安を感じやすい高齢期など、妊娠・出産期、思春期・青年期を含めた各ライフステージにおける課題に応じた自殺予防対策を推進します。	すこやかなくらし包括支援センター	関係機関と連携を図り、自殺リスクのある人を早期に発見し、適切な支援につなげることができている状態。	・自殺予防対策連携会議等を開催し、関係機関と役割分担や課題等を確認する。 ・未遂者・希死念慮者への個別支援などを通して、再企図を防止する。	・自殺予防対策連携会議等を開催し、関係機関と役割分担や課題等を確認した。 ・未遂者・希死念慮者への個別支援などを通して、再企図を防止する。	B	・自殺予防対策連携会議等を開催し、関係機関と役割分担や課題等を確認する。 ・未遂者・希死念慮者への個別支援などを通して、再企図を防止する。	・自殺予防対策連携会議を8月と2月に開催し、関係機関と情報共有を行うとともに役割分担や課題等を確認した。 ・未遂者・希死念慮者に対し、家族や関係機関等と連携を図りながら継続的に支援を続け、再企図の防止に努めた。	B	・自殺予防対策連携会議等を開催し、関係機関と役割分担や課題等を確認する。 ・未遂者・希死念慮者への個別支援などを通して、再企図を防止する。 ・学校の教員を対象とした思春期自殺予防研修会を開催し、生きづらさを抱える児童・生徒への対応力の向上を図る。	・自殺予防対策連携会議等を開催し、関係機関と役割分担や課題等を確認する。 ・未遂者・希死念慮者への個別支援などを通して、再企図を防止する。

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
27	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	①地域における居場所づくりの推進	こどもセンターを始めとする子どもの遊びの場や、保護者同士の子育てに関する情報交換の場の提供のほか、障害のある人の創作的活動や生産活動の場等の確保など、個人が地域とのつながりを築くことができる機会を提供することにより、地域における居場所づくりを推進します。	こども課	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するほか、子育て支援情報の発信や相談支援など子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する不安感等を緩和することができる状態。	・こどもセンター及び子育てひろばを運営し、子どもの遊びの場や保護者の交流の場を提供する。	・地域の子育て支援拠点として、乳幼児と一緒に気軽に遊べる場として、また、保護者同士の交流の場として提供することができた。	B	・こどもセンター及び子育てひろばを運営し、子どもの遊びの場や保護者の交流の場を提供する。	・地域の子育て支援拠点として、乳幼児と一緒に気軽に遊べる場として、また、保護者同士の交流の場として提供することができた。 ・地域団体が新規開設を目指す子ども食堂に対し、必要な情報提供や立ち上げの支援を行った。	B	・こどもセンター及び子育てひろばを運営し、子どもの遊びの場や保護者の交流の場を提供する。 ・地域団体等が実施する子ども食堂などに対し、必要な情報提供や運営の支援を行う。	同左
28	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	①地域における居場所づくりの推進	こどもセンターを始めとする子どもの遊びの場や、保護者同士の子育てに関する情報交換の場の提供のほか、障害のある人の創作的活動や生産活動の場等の確保など、個人が地域とのつながりを築くことができる機会を提供することにより、地域における居場所づくりを推進します。	福祉課	・障害のある人が社会から孤立せず、地域とのつながりを築いている状態。	・障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動等の場を提供している地域活動支援センターに対し、補助金を交付して運営を支援することにより、障害のある人の居場所づくりを推進する。	・障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動等の場を提供している地域活動支援センターに対し、補助金を交付して運営を支援し、障害のある人の居場所づくりを推進した。	B	・障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動等の場を提供している地域活動支援センターに対し、補助金を交付して運営を支援することにより、障害のある人の居場所づくりを推進する。	・地域活動支援センターを運営する法人に対して補助金を交付し、障害程度等の理由により、法定の給付事業が利用できない障害のある人たちが自由に集うことができる地域活動支援センターの運営を支援することにより、障害のある人の居場所づくりを推進した。	B	・障害のある人の居場所づくりを推進するため、創作的活動や生産活動等の場機会を提供している地域活動支援センターに対し、引き続き補助金を交付して運営を支援する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
29	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	②高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進	<p>趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会、すこやかサロンなどの開催を通じて、生きがい・居場所づくりを推進します。</p> <p>高齢者が生活習慣病などにより、介護が必要な状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導を始め、介護予防に必要な知識の普及や、すこやかに老いるための今後の人生を考える啓発講座等を実施します。</p>	高齢者支援課	<p>・高齢者の有する豊かな知識や経験、技能などが地域づくりに生かされ、活力ある地域の推進役を担う高齢者の活動と活躍の場が創出されている状態。</p> <p>・介護状態になるリスクのある高齢者が介護予防に必要な知識を持ち、自らの生活改善が図られている状態。</p>	<p>・趣味講座やシニア作品展、シニアスポーツ大会やシニアゲートボール大会を開催し、高齢者同士の交流を促進することで、生きがいづくりと活躍の場の創出を図る。</p> <p>・全ての地域自治区において、高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流、生きがいづくりを目的としたすこやかサロンを実施する。</p> <p>・理学療法士や健康運動指導士などによる運動指導や脳トレを行う介護予防教室を実施する。</p>	<p>・高齢者の生きがいと健康づくりのための趣味講座や作品展、スポーツ大会等を実施した。：高齢者趣味講座延べ受講者数11,266人/シニアセンター入館者数14,099人/シニア作品展404点来場者1,864人/シニアスポーツ大会13地区で実施3,330人/シニアゲートボール大会等7地区で開催587人</p> <p>・市内28地域自治区においてサロンや介護予防教室等の通いの場で、参加者に対し地域包括支援センターなどの相談窓口を周知した。</p> <p>通いの場：延べ実施回数 3,414回 延べ参加者数 41,721人</p> <p>通いの場のうち、介護予防教室：延べ実施回数 1,222回 延べ参加者数 16,907人</p>	B	<p>・趣味講座やシニア作品展、シニアスポーツ大会やシニアゲートボール大会を開催し、高齢者同士の交流を促進することで、生きがいづくりと活躍の場の創出を図る。</p> <p>・全ての地域自治区において、高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流、生きがいづくりを目的としたすこやかサロンを実施する。</p> <p>・理学療法士や健康運動指導士などによる運動指導や脳トレを行う介護予防教室を実施する。</p>	<p>・高齢者の生きがいづくりと健康増進のための趣味講座や作品展、スポーツ大会を実施した。：高齢者趣味講座延べ受講者数5,194人/シニアセンター入館者数10,084人/シニア作品展315点来場者851人/シニアスポーツ大会2地区で実施134人</p> <p>・市内28地域自治区においてサロンや介護予防教室等の通いの場で、参加者に対し地域包括支援センターなどの相談窓口を周知した。</p> <p>通いの場：延べ実施回数2,554回 延べ参加者数24,373人</p> <p>通いの場のうち、介護予防教室：延べ実施回数1,018回 延べ参加者数10,880人</p>	B	<p>・趣味講座やシニア作品展、シニアスポーツ大会やシニアゲートボール大会を開催し、高齢者同士の交流を促進することで、生きがいづくりと活躍の場の創出を図る。</p> <p>・全ての地域自治区において、高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流、生きがいづくりを目的としたすこやかサロンを実施する。</p> <p>・理学療法士や健康運動指導士などによる運動指導や脳トレを行う介護予防教室を実施する。</p>	同左
30	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	②高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進	<p>趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会、すこやかサロンなどの開催を通じて、生きがい・居場所づくりを推進します。</p> <p>高齢者が生活習慣病などにより、介護が必要な状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導の普及や、すこやかに老いるための今後の人生を考える啓発講座等を実施します。</p>	すこやかなくらし包括支援センター	<p>・今後の暮らし方や生き方、人生などについて考える機会を提供している状態</p>	<p>・すこやかに老いるための市民講座を開催し、今後の人生を考える機会を提供した。</p> <p>(実施回数112回 延べ参加人数834人)</p>	B	<p>・すこやかに老いるための市民講座を開催し、今後の人生を考える機会を提供した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、回数を減らすなどの対応を図った上で実施した。</p> <p>(実施回数56回 延べ343人)</p>	C	<p>・医療や介護が必要になった時を含め、今後の暮らし方や生き方、人生について考える講座等を実施する。</p>	同左		

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
31	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	③外出機会の確保	余暇活動や社会参加の機会を提供するほか、高齢者の閉じこもりによる体力低下や認知症を予防するため、外出・移動支援を行います。	高齢者支援課	・高齢者の外出機会が確保され、閉じこもりによる体力低下や認知症予防が図られている状態。	・シニアパスポート事業による温浴施設等の利用を通じた外出のきっかけの提供や高齢者外出支援事業(タクシー・バス利用券交付)により、高齢者に外出を促し、閉じこもりと体力低下等を予防する。	(シニアパスポート) ・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供した。(施設には市から減免補てん金を交付… 182,605件分40,339千円 (外出支援事業) ・一定の要件を満たした外出が困難な高齢者に対し、年間9,000円のタクシー・バス券を交付することで外出を支援し閉じこもりを予防した。	B	・シニアパスポート事業による温浴施設等の利用を通じた外出のきっかけの提供や高齢者外出支援事業(タクシー・バス利用券交付)により、高齢者に外出を促し、閉じこもりと体力低下等を予防する。	(シニアパスポート) ・シニアパスポートの利用をきっかけに、高齢者の交流活動や健康維持を促した。(施設には市から補填金を交付… 112,912件分25,198千円) (外出支援事業) ・一定の要件を満たした外出が困難な高齢者に対し、年間9,000円のタクシー・バス券を交付することで外出を支援し閉じこもりを予防した。(発券者数2,562人)	B	・シニアパスポート事業による温浴施設等の利用を通じた外出のきっかけの提供や高齢者外出支援事業(タクシー・バス利用券交付)により、高齢者に外出を促し、閉じこもりと体力低下等を予防する。	同左
32	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	④高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保	高齢者や障害のある人等が個々の能力を生かしながら働くことのできる雇用環境を整えるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	産業政策課	事業者が障害のある人への理解を示し、障害のある人の雇用促進に向けて積極的な採用を行っている状態。	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	・令和元年10月17日、令和2年2月19日に障害者合同就職面接会を開催した。 ・障害者雇用啓発チラシを市内事業所に配布した。 ・市の物品購入、役務提供の業務委託において障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施した。	B	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	・令和2年10月8日、令和3年2月18日に障害者合同就職面接会を開催した。 ・障害者雇用啓発チラシを市内事業所に配布した。 ・市の物品購入、役務提供の業務委託において障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施した。	B	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	同左
33	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	⑤高齢者や障害のある人等の就労支援	高齢者や就職を希望する障害のある人等が就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、シルバー人材センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向や能力等に応じた就労や就労後の職場定着に向けた取組を進めます。	福祉課	・障害のある人が本人の特性や能力等に応じて就労している状態。	・障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人を対象に、就労に向けた支援及び職場定着等の支援を行うとともに、就労先や実習先となる企業の開拓を行う。	・在宅障害者の一般就労に向けた支援を行うため、障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを引き続き配置し、定着支援等のサポートを継続して実施した。	B	・障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人を対象に、就労に向けた支援及び職場定着等の支援を行うとともに、就労先や実習先となる企業の開拓を行う。	・在宅障害者の一般就労に向けた支援を行うため、障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを引き続き配置し、定着支援等のサポートを継続して実施するとともに、就労先や実習先の開拓に向けて商工団体等への働きかけを行った。	B	・障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人を対象に、就労に向けた支援及び職場定着等の支援を行うとともに、就労先や実習先となる企業の更なる開拓を行う。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
34	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	⑤高齢者や障害のある人等の就労支援	高齢者や就職を希望する障害のある人等が就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、シルバー人材センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向や能力等に応じた就労や就労後の職場定着に向けた取組を進めます。	高齢者支援課	・就業を希望する高齢者に対し、本人の意向や能力等に応じた就業機会が提供されている状態。	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援する。	B	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援する。	・シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者に就労を通じた生きがいつくりの場を提供し、地域社会を活性化した。 補助額：17,801千円	B	・シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者に就労を通じた生きがいつくりの場を提供し、地域社会を活性化する。	同左	
35	20	基本目標1	(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進	⑤高齢者や障害のある人等の就労支援	高齢者や就職を希望する障害のある人等が就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、シルバー人材センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向や能力等に応じた就労や就労後の職場定着に向けた取組を進めます。	産業政策課	障害者の法定雇用率(民間企業)：2.2%以上を達成している状態	・障害者資格取得支援補助金の交付	B	・障害者資格取得支援補助金の交付	・障害者資格取得支援補助を実施し、16件93,550円を補助した。	B	・障害者資格取得支援補助を実施し、15件131,050円を補助した。	同左	

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
36	21	基本目標1	(5)権利擁護の推進	①権利擁護が必要な人への取組の推進	年齢や障害の有無、国籍などに関わらず、市民が自分らしい生活を送る権利が保障されるよう、成年後見制度の周知や子どもの権利チラシの配布などの取組を進めます。	すこやかなくらし包括支援センター	成年後見制度などの支援を必要とする人が、相談窓口につながる状態	・すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、相談機能の一元化を図る。	・平成31年4月、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、すこやかなくらし包括支援センターにおいて、権利擁護に関する相談について対応を開始した。	B	・地域包括支援センターの相談機能に、障害のある人の権利擁護の相談を付加する。	・令和2年4月から、市内11の地域包括支援センターの相談機能に、障害のある人の権利擁護の相談を付加し、相談窓口の周知を行った。	B	・障害者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、すこやかなくらし包括支援センターを成年後見制度における地域の中核的な機関として位置付ける。	・障害者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、関係機関と連携しながら成年後見制度の利用促進を図る。
37	21	基本目標1	(5)権利擁護の推進	①権利擁護が必要な人への取組の推進	年齢や障害の有無、国籍などに関わらず、市民が自分らしい生活を送る権利が保障されるよう、成年後見制度の周知や子どもの権利チラシの配布などの取組を進めます。	こども課	全ての子どもが、性別、家庭の経済状況、障害の有無、国籍などに関わらず、自身の権利が尊重される状態。	・広報Jステーションでの広報及び地域における権利講座の開催する。	・11月の「上越市教育を考える市民の月間」に合わせ、FM-Jで周知を行った。 ・地域に出向き権利講座を開催した。(6回/年)	B	・広報Jステーションでの広報及び地域における権利講座の開催する。	・11月の「上越市教育を考える市民の月間」に合わせ、FM-Jで周知を行った。 ・高田特別支援学校に出向き、権利講座を開催した。(3回/年) ・11月のダブルリボンキャンペーンにて、子どもの権利について、広く周知した。	B	・広報Jステーションでの広報及び地域における権利講座の開催する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
38	21	基本目標1	(5)権利擁護の推進	②いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応	引き続き、各種相談支援を行う関係機関等と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応します。	すこやかなくらし包括支援センター	虐待を受けた当事者やその周りにいる人が、虐待を理解し、虐待が起こった時に、速やかに関係機関に支援を求めることができる状態 虐待防止に関わる関係機関が、市民からの虐待に関する発信を的確に受け止め、虐待の早期発見・早期支援ができています。	・広報やFM放送等を通して、虐待防止に関する啓発を行う。 ・すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、相談機能の一元化を図る。	・市民に向けてFMや広報上越で児童虐待の防止に関する周知を図った。 ・小学校から高等学校までの保護者等へ相談窓口を記載したチラシ等を配布した。 ・平成31年4月、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、専門職を集約したほか、関係機関と一層の連携を図り、相談支援体制を強化した。	B	・広報やFM放送等を通して、虐待防止に関する啓発を行う。 ・関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期支援につなげるため、研修等を実施する。	・市民に向けてFMや広報上越で児童虐待の防止に関する周知を図った。 ・小学校から高等学校までの子どもとその保護者へすこやかなくらし包括支援センターの相談窓口を周知するチラシ等を配布した。 ・子どもたちが虐待について理解し、困った時に助けを求められるよう、市内の小中学校、高校等に通う児童・生徒に「虐待防止啓発リーフレット」を配布した。 ・地域包括支援センター職員を対象に障害者・高齢者虐待への対応研修を実施した。	B	・広報やFM放送等を通して、市民に向けて虐待防止に関する啓発を行う(ヤングケアラーに関する啓発を含む)。 ・関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期支援につなげるため、研修等を実施する。 (地域包括支援センター職員や民生委員・児童委員等への研修内容にヤングケアラーの対応を含める。)	同左
39	21	基本目標1	(5)権利擁護の推進	②いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応	引き続き、各種相談支援を行う関係機関等と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応します。	学校教育課	児童虐待やいじめなどが早期発見され、速やかに学校教育課や関係機関への通報が行われることで、児童虐待の深刻化を防ぐなど、子どもの人権が守られるとともに、より良い学校生活を送ることができる状態	・市内全小中学校の教員を対象にした虐待の通告にかかわる研修会を実施し、児童虐待の通告にかかわる体制強化及び教職員の資質向上を図る。 ・校長会や研修会などを通じ、市いじめ防止基本方針に基づいた学校づくり、体制づくりを推進する。	・上越市要保護児童対策地域協議会の協力を得て、市内全小中学校で虐待の通告にかかわる研修会を実施し、通告にかかわる体制強化及び教職員の資質向上を図った。 ・校長会や研修会などを通じ、市いじめ防止基本方針に基づいた学校づくり、体制づくりを推進できた。	B	・市内全小中学校の教員を対象にした虐待の通告にかかわる研修会を実施し、児童虐待の通告にかかわる体制強化及び教職員の資質向上を図る。 ・校長会や研修会などを通じ、市いじめ防止基本方針に基づいた学校づくり、体制づくりを推進する。	・上越市要保護児童対策地域協議会の協力を得て、市内全小中学校で虐待の通告にかかわる研修会を実施し、通告にかかわる体制強化及び教職員の資質向上を図った。 ・校長会や研修会などを通じ、市いじめ防止基本方針に基づいた学校づくり、体制づくりを推進できた。	B	・市内全小中学校の教員を対象にした虐待の通告にかかわる研修会を実施し、児童虐待の通告にかかわる体制強化及び教職員の資質向上を図る。 ・校長会や研修会などを通じ、市いじめ防止基本方針に基づいた学校づくり、体制づくりを推進する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
40	22	基本目標2	(1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上	①地域の一人として認め合う市民意識の向上	「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画」に基づき、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍など、市民一人ひとりの基本的権利が真に尊重され、お互いを地域の一員として認め合うことができるよう、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などに取り組みます。	人権・同和対策室	市民一人ひとりの基本的権利が尊重されるよう、市民が人権・同和問題を正しく理解している状態。	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身につけることができるよう、新規採用・係長・管理職員対象の研修を実施する。 市民への啓発と支援のため、広報での人権都市宣言の啓発をはじめ、人権啓発用のリーフレットや町内回覧板などでの啓発のほか、市民セミナーや企業研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員や市民・企業向けの人権研修の実施、広報・リーフレット・町内回覧板の配布等による人権啓発については、計画通りに実施できた。 当初の計画に加えて、市副課長級職員を対象に同和問題研修会を実施し、職場内全体的な人権意識の底上げにつなげることができた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身につけることができるよう、新規採用・係長・管理職員対象の研修を実施する。 市民への啓発と支援のため、広報での人権都市宣言の啓発をはじめ、人権啓発用のリーフレットや町内回覧板などでの啓発のほか、市民セミナーや企業研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し、計画した市職員及び市民・企業向け人権研修の一部は未実施とした。なお、広報上越への掲載や人権啓発用町内回覧板の配布等による市民啓発は、概ね計画通りに実施できた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身につけることができるよう、新規採用職員研修を実施するとともに、当市で開催される全国人権・同和教育研究大会に係長級・課長級職員などを派遣する。 市民への啓発と支援のため、広報での人権都市宣言の啓発をはじめ、人権啓発用のリーフレットや町内回覧板などでの啓発のほか、市民セミナーや企業研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身につけることができるよう、新規採用・係長・管理職員対象の研修を実施する。 市民への啓発と支援のため、広報での人権都市宣言の啓発をはじめ、人権啓発用のリーフレットや町内回覧板などでの啓発のほか、市民セミナーや企業研修を実施する。
41	22	基本目標2	(1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上	①地域の一人として認め合う市民意識の向上	「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画」に基づき、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍など、市民一人ひとりの基本的権利が真に尊重され、お互いを地域の一員として認め合うことができるよう、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などに取り組みます。	福祉課	障害を理由とする差別がない状態。	<ul style="list-style-type: none"> 「上越市障害者差別解消支援地域協議会」を年1回以上開催し、障害者団体や福祉事業所などの関係機関と情報を共有するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。 障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、「障害者週間」を踏まえた事業を年1回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「上越市障害者差別解消支援地域協議会」を8月に開催し、障害者団体や福祉事業所などの関係機関と相談支援体制に関して意見交換を行い、差別解消に向けた取組を推進した(3月に予定していた第2回協議会は新型コロナウイルスの感染症防止のため中止)。 障害者差別解消法の趣旨の理解と、適切な窓口対応等が図られるよう、弁護士を講師に招き市職員を対象とした研修会を2月に開催した(係長級69人参加)。 障害者週間に合わせ、障害のある人とその介助者を対象に市内の公共施設の無料開放を行った(38施設)。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 「上越市障害者差別解消支援地域協議会」を年1回以上開催し、障害者団体や福祉事業所などの関係機関と情報を共有するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。 障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、「障害者週間」を踏まえた事業を年1回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「上越市障害者差別解消支援地域協議会」を8月と3月に開催し、障害者団体や福祉事業所などの関係機関と差別解消に向けた取組について意見交換を行い、市民啓発等の取組を推進した。 障害者差別解消法の趣旨の理解と、適切な窓口対応等が図られるよう、弁護士を講師に招き市職員を対象とした研修会を2月に開催した(係長級25人参加)。 障害者週間に合わせ、障害のある人とその介助者を対象に市内の公共施設の無料開放を行った(38施設)。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 「上越市障害者差別解消支援地域協議会」を年1回以上開催し、障害者団体や福祉事業所などの関係機関と情報を共有するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。 障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、「障害者週間」を踏まえた事業を年1回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「上越市障害者差別解消支援地域協議会」を年1回以上開催し、障害者団体や福祉事業所などの関係機関と情報を共有するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。 障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、「障害者週間」を踏まえた事業を年1回実施する。

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
42	22	基本目標2	(1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上	②人権意識の確立に向けた教育の推進	子どもの人権尊重の精神を育むため、学校、地域、家庭と連携して、人権教育、同和教育を中核とした道徳教育等を推進していきます。	学校教育課	全ての小・中学校で、保護者や地域住民を対象とした人権教育、同和教育の授業公開や講演会の実施を行うとともに、HPやお便りを通じて、取組内容の情報発信を行う。	・同和教育研究指定地区の取組に、保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会を位置づけ、実施する。	・「地区指定」2年目の中郷・板倉中学校区、城北中学校、1年目の名立・潮陵中学校区、城東中学校区、城東中学校による研究推進の中で、それぞれ授業公開や講演会を実施した。また、取組の成果を「学校同和教育研究資料(その39)」として刊行、市内全小中学校に配付し共有を図った。	B	・同和教育研究指定地区の取組に、保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会を位置づけ実施するとともに、取組内容の情報発信を行う。	・コロナ禍の影響で当初の計画を変更しつつも、「地区指定」2年目の名立・潮陵中学校区、城東中学校区、1年目の柿崎・吉川中学校区、城西中学校区による研究推進の中で、それぞれ授業公開や講演会を工夫して実施した。また、取組の成果を「学校同和教育研究資料(その40)」として刊行、市内全小中学校に配付し共有を図った。	B	・同和教育研究指定地区の取組に、保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会を位置づけ、実施するとともに、取組内容の情報発信を行う。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
43	23	基本目標2	(2)地域福祉活動の促進	①民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等	地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援を行うとともに、関係町内会と連携しながら、欠員が生じている地域の早期解消を図ります。	福祉課	民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員が生じていない状態。	・関係町内会に年1回以上出向き、現状や課題の聞き取りを行う。 ・必要に応じて、候補者に係る情報提供を行うなど、地域の現状や課題を踏まえた対応を行う。	・令和元年12月の一斉改選時に、町内会へ委員の選任状況を確認し、未選任町内会に出向いて委員の必要性等を説明したが13地区が未選任となっている。	C	・関係町内会に年1回以上出向き、現状や課題の聞き取りを行う。 ・必要に応じて、候補者に係る情報提供を行うなど、地域の現状や課題を踏まえた対応を行う。	・欠員地区町内会長へ電話で状況を確認したが、適任者がいない状況が続いている。 ・令和3年3月末現在で13地区が未選任となっている。(R3.4.1に2人委嘱)	C	・令和4年12月の一斉改選に向け、未選任地区の解消や、委員の負担の平準化を図るため、町内会や委員と意見交換を行う。	・令和4年12月の一斉改選に向け、委員の負担の平準化を図り、委員の活動が強化されるよう担当地区の見直しを行う。
44	23	基本目標2	(2)地域福祉活動の促進	②地域福祉活動における出番の創出	地域福祉活動の更なる促進のため、引き続き元気な高齢者や障害のある人などの出番を創出します。また、学校教育において福祉について学ぶ、触れる、活動する機会を設けることで、次世代を担う人づくりを進めるとともに、子どもの出番を創出します。	福祉課	・地域において、障害のある人が本人の特性や能力等を生かして活躍している状態。	・農福連携事業を通じて、地域における障害のある人の出番を創出するため、上越ワーキングネットワークと連携し、農作業受託の開拓・継続のための取組を行う。 ・農業者等と福祉事業所が課題を共有し、相互の理解を深めることで、農作業受託の更なる開拓を進めるため、研修会を年1回開催する。	・農業者と福祉事業所のマッチング等のコーディネート業務を上越ワーキングネットワークに委託し、農作業受注拡大を図るとともに、農作業受託の開拓・継続のための取組を継続して支援し、作業受注の拡大につなげた。 ・農業者等と福祉事業所の課題共有と相互理解の促進のため、上越市農福連携セミナーを11月に開催した。	B	・農福連携事業を通じて、地域における障害のある人の出番を創出するため、上越ワーキングネットワークと連携し、農作業受託の開拓・継続のための取組を行う。 ・農業者等と福祉事業所が課題を共有し、相互の理解を深めることで、農作業受託の更なる開拓を進めるため、研修会を年1回開催する。	・農業者と福祉事業所のマッチング等のコーディネート業務を上越ワーキングネットワークに委託し、農作業受注拡大を図るとともに、農作業受託の開拓・継続のための取組を継続して支援した。 ・農業者等と福祉事業所の課題共有と相互理解の促進のため、上越市農福連携セミナーを計画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、資料配布により周知を図った。	B	・農福連携事業を通じて、地域における障害のある人の出番を創出するため、上越ワーキングネットワークと連携し、農作業受託の開拓・継続のための取組を行う。 ・農業者等と福祉事業所が課題を共有し、相互の理解を深めることで、農作業受託の更なる開拓を進めるため、研修会を年1回開催する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
45	23	基本目標2	(2)地域福祉活動の促進	②地域福祉活動における出番の創出	地域福祉活動の更なる促進のため、引き続き元気な高齢者や障害のある人などの出番を創出します。 また、学校教育において福祉について学ぶ、触れる、活動する機会を設けることで、次世代を担う人づくりを進めるとともに、子どもの出番を創出します。	高齢者支援課	・元気な高齢者が、支援を必要とする高齢者の生活支援サービスの担い手として地域で活躍している状態。	・訪問型サービスBの担い手養成講座等を含む)を通じて、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として地域で活躍する機会を設ける。 ・訪問型サービスBの担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用者宅を訪問し、家事支援(買い物、調理、掃除、洗濯、ごみ捨て等)、話し相手、安否確認のサービスを提供した。延べ利用件数:887件 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施した。	B	・訪問型サービスBの担い手養成講座等を含む)を通じて、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として地域で活躍する機会を設ける。 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施した。	B	・訪問型サービスBの担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用者宅を訪問し、家事支援(買い物、調理、掃除、洗濯、ごみ捨て等)、話し相手、安否確認のサービスを提供した。延べ利用件数:679件 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施した。	B	・訪問型サービスBの実施(担い手養成講座等を含む)を通じて、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として地域で活躍する機会を設ける。	同左
新	23	基本目標2	(2)地域福祉活動の促進	②地域福祉活動における出番の創出	地域福祉活動の更なる促進のため、引き続き元気な高齢者や障害のある人などの出番を創出します。 また、学校教育において福祉について学ぶ、触れる、活動する機会を設けることで、次世代を担う人づくりを進めるとともに、子どもの出番を創出します。	高齢者支援課	・元気な高齢者が、ボランティア活動を通じて、自身の介護予防を図るとともに、生きがいを見つける。 ・幅広い世代が、福祉施設でのボランティア活動を通じて、世代間のつながりや支え合いの大切さを実感する。					(令和3年度の新規事業)	・元気な高齢者が、福祉施設等でボランティア活動を実施できる環境を作る。 ・若者が参加しやすいボランティア活動の場を提供する。	同左	

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度	
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画	
46	23	基本目標2	(2)地域福祉活動の促進	②地域福祉活動における出番の創出	地域福祉活動の更なる促進のため、引き続き元気な高齢者や障害のある人などの出番を創出します。 また、学校教育において福祉について学ぶ、触れる、活動する機会を設けることで、次世代を担う人づくりを進めるとともに、子どもが出番を創出します。	学校教育課	発達段階に応じて、地域の様々な方と協働する活動や社会に貢献する活動に主体的に取り組もうとする。	・子どもが地域の多様な方々と主体的に活動する場を設定し、実施する。	B	・地域の「人、もの、こと」を活用した特色ある学校づくりを各校で推進している。多くの学校で発達段階に応じた地域の方を外部講師に迎えた学習をしたり、地域における社会貢献活動や地域行事の企画・運営に取り組んだりしている。その成果は地域活性につながっている。	B	・子どもが地域の多様な方々と主体的に活動する場を設定し、実施する。	・オリンピック・パラリンピック教育において県の推進事業の実践校の飯小学校では、ホストタウンであるドイツの子どもたちとリモートでの交流会を行った。ドイツやパラリンピック選手への関心が高まった。 ・三郷小学校では、リクシルによる「ユニバーサル・ラン(義足体験事業)」がリモートで行われた。義足で走る陸上選手との交流を通して、多様性への理解が深まった。リモートにより、子どもの学びの範囲は広がった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により地域での活動や地域の方々との交流は制限された。	C	・子どもが地域の多様な方々と主体的に活動する場を設定し、実施する。	同左
47	24	基本目標2	(2)地域福祉活動の促進	③ボランティア・NPO等の活動支援	市民活動を活発化するため、NPO・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、団体の活動が安定的・継続的に行われるよう、市民活動に役立つ情報の発信や相談対応により支援します。 また、地域コミュニティ活動を促進するため、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへの地域づくりアドバイザーの派遣などを通じて、地域のために主体的に行動する人材の育成を図ります。	共生まちづくり課	各市民活動団体が安定的・継続的に運営を行っていて、市内の他の団体と連携しながら活動している状態。	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、市民活動に役立つ情報の発信や相談対応を行った。(R1年度相談問合せ件数)541件 ・町内会などへ地域づくりアドバイザーを派遣し、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへ地域づくりアドバイザーを派遣する。 (令和元年度実績) 本事業:1団体 フォローアップ事業:3団体	B	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、市民活動に役立つ情報の発信や相談対応を行った。(R2年度相談問合せ件数)324件 ・町内会などへ地域づくりアドバイザーを派遣し、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへ地域づくりアドバイザーを派遣する。 (令和2年度実績) フォローアップ事業:1団体	B	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、市民活動に役立つ情報の発信や相談対応を行った。	B	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、市民活動に役立つ情報の発信や相談対応を行う。	同左	

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
48	25	基本目標2	(3)地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築	①地域における支え合い体制の充実	元気な高齢者が支援を必要とする高齢者及びその家族を支える「地域支え合い事業」の実施など、地域における支え合い体制の充実に取り組めます。	高齢者支援課	・「地域支え合い事業」が、全ての地域自治体において住民組織により自主的に運営され、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える「地域支え合い」の体制が構築されている状態。	・各地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合い体制の構築を図る。	・市内28地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、協議体会議や地域支え合い事業などを開催することで、地域における支え合いの体制の構築を図った。 ・協議体の設置：28地域自治体 ・新たに1地域自治体が住民組織化し自主的に運営を行った。 ・住民組織化し運営を行なった：22地域自治体 ・住民組織化が図られていない地域自治体で住民組織化に向けた協議を行った	B	・各地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合い体制の構築を図る。	・市内28地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、協議体会議や地域支え合い事業などを開催することで、地域における支え合いの体制の構築を図った。 ・協議体の設置：28地域自治体 ・新たに2地域自治体が住民組織化し自主的に運営を行った。 ・住民組織化し運営を行なった：24地域自治体 ・住民組織化が図られていない地域自治体で住民組織化に向けた協議を行った	B	・各地域自治体に生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合い体制の構築を図る。	同左
49	25	基本目標2	(3)地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築	②上越市版地域包括ケアシステムの構築	子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの構築に取り組み、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。	すこやかなくらし包括支援センター	すこやかなくらし包括支援センター及び市内11の地域包括支援センターにおいて、高齢者や障害のある人、生活困窮者等の相談に対応し、相談者が必要な支援に繋がる状態	・すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、相談機能の一元化を図る。	・平成31年4月、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉交流プラザに移転し、専門職を集約するとともに、子ども発達支援センターや関係機関と一層の連携を図ることで、専門的かつ総合的な相談支援体制を行える体制を整えた。	B	・地域における高齢者の総合窓口である地域包括支援センターの業務に障害のある人や生活困窮者等の相談対応を付加し、相談機能の強化を図る。	・令和2年4月から、市内11の地域包括支援センターにおいて、障害のある人やひきこもり、生活困窮者等に関する相談機能に付加し、相談支援体制の強化を図った。	B	・複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる人を的確に支援できるよう、研修等を通して、すこやかなくらし包括支援センターや地域包括支援センターの職員の対応力の向上を図る。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
														実施計画	実施計画
50	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	①個性を尊重した障害者福祉サービスの提供	「上越市障害者福祉計画」に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスを提供します。	福祉課	・障害の状態や介護者の状況など、個人の状況を的確に把握した上で、一人ひとりに寄り添いながら、最適な福祉サービスを提供している状態。	・障害のある人一人ひとりの能力・適性等に応じた訓練や介護給付などの最適な福祉サービスを提供するため、市や相談支援事業所、障害福祉サービス事業者等が連携して相談や支援を行った。	B	・障害の状態や介護者の状況など、個人の状況を的確に把握した上で、一人ひとりに寄り添いながら、最適な福祉サービスを提供する。	・障害のある人一人ひとりの能力・適性等に応じた訓練や介護給付などの最適な福祉サービスを提供するため、市担当者が相談支援専門員からアセスメント内容等を丁寧に聞き取り、利用者にとって最適な障害福祉サービスの支給決定を行った。	B	・障害の状態や介護者の状況など、個人の状況を的確に把握した上で、一人ひとりに寄り添いながら、最適な福祉サービスを提供する。	同左	
51	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	②高齢者福祉サービスの提供	「上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供します。	高齢者支援課	・高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしている環境等に応じて作成したケアプランに基づき、各種介護サービスを提供する。 ・民生委員等による申請支援により、ひとり暮らし高齢者等の要介護世帯に各種福祉サービスを提供する。	・11か所の地域包括支援センターが立案する介護予防ケアプラン（新総合事業のみ）のうち、毎月新規のプランについて、自立支援・重度化予防につながる視点で確認を行った。 新規ケアプラン数：457件 ・要介護者の除雪費助成や緊急通報装置等について民生委員による申請支援を行った。	B	・地域包括支援センターや介護支援専門員がチェックリスト対象者や要支援・要介護認定者の心身のアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて作成したケアプランに基づき、各種介護サービスを提供する。 ・民生委員等による申請支援により、ひとり暮らし高齢者等の要介護世帯に各種福祉サービスを提供する。	・11か所の地域包括支援センターが立案する介護予防ケアプラン（新総合事業のみ）のうち、毎月新規のプランについて、自立支援・重度化予防につながる視点で確認を行った。 新規ケアプラン数：443件 ・要介護者の除雪費助成や緊急通報装置等について民生委員による申請支援を行った。	B	・地域包括支援センターや介護支援専門員がチェックリスト対象者や要支援・要介護認定者の心身のアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて作成したケアプランに基づき、各種介護サービスを提供する。 ・民生委員等による申請支援により、ひとり暮らし高齢者等の要介護世帯に各種福祉サービスを提供する。	同左	
52	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	③母子保健事業の充実	母子ともに健康で安心した生活を送ることができるよう、「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組みます。	健康づくり推進課	・妊婦及び家族が妊娠中の体の変化を理解し、健康づくりについて意識して取り組んでいる状態。 ・子どもの発育、発達にあった生活習慣の確立等について主体的に取り組んでいる状態。	・すくすく赤ちゃんセミナーや乳幼児健診等において、母子および家族の健康づくりや子どもの発育・発達を促す基盤となる生活リズムの重要性について理解できるような健康教育や個別指導で支援する。	B	・すくすく赤ちゃんセミナーや乳幼児健診等において、母子および家族の健康づくりや子どもの発育・発達を促す基盤となる生活リズムの重要性について理解できるような健康教育や個別指導で支援する。	・すくすく赤ちゃんセミナーや乳幼児健診等において、母子および家族の健康づくりや子どもの発育・発達を促す基盤となる生活リズムの重要性について理解できるような健康教育や個別指導を実施した。	B	・すくすく赤ちゃんセミナーや乳幼児健診等において、母子および家族の健康づくりや子どもの発育・発達を促す基盤となる生活リズムの重要性について理解できるような健康教育や個別指導で支援する。	同左	

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
53	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	④子育て世帯への支援	子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していきます。	すこやかなくらし包括支援センター	子育てに不安や負担感を抱える保護者が、すこやかなくらし包括支援センターの相談窓口につながる状態 親子の関わり方やコミュニケーションについて学べる機会がある状態	・すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、相談機能の一元化を図る。 ・保育園等において、保護者を対象に親子コミュニケーションを実施する。 ・平成31年4月、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から福祉の拠点である福祉交流プラザに移転し、専門職を集約するとともに、こども発達支援センターや関係機関と一層の連携を図ることで、専門的かつ総合的な相談支援体制を行える体制を整えた。 ・保育園等において、保護者を対象に親子コミュニケーションを実施した。	B	・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応する。 ・保育園等において、保護者を対象に親子コミュニケーションを実施する。	・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応するとともに、保育園や学校等と連携し、必要な支援を行った。 ・市内52の保育園等において、基本的な親子コミュニケーション支援を実施した。 ・こども発達支援センター利用児等の保護者を対象にグループワーク形式で丁寧な親子コミュニケーション支援を年4回、フォローアップ交流会を年2回実施した。	B	・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応する。 ・保育園等において、保護者を対象に親子コミュニケーションを実施する。	同左	
54	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	④子育て世帯への支援	子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していきます。	こども発達支援センター	子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者が、子どもの特性に気づき、こども発達支援センターに相談できる状態	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、子どもの関わり方を一緒に考えながら、助言等を行った。 ・保育園等巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげる。 ・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、子どもの関わり方を一緒に考えながら、助言等を行った。 ・保育園や幼稚園等の全園を対象に巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげた。	B	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、助言等を行う。 ・保育園等巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげる。	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、子どもの関わり方を一緒に考えながら、助言等を行った。 ・保育園や幼稚園等の全園を対象に巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげた。	B	・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、助言等を行う。 ・保育園等巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげる。	同左	

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
55	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	④子育て世帯への支援	子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを支援していきます。	保育課	多様化するニーズに対応した保育サービスを提供し、子育てに対する負担や不安を和らげ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる状態	・病児・病後児保育及びファミリーヘルプ保育園、認可保育園での一時預かり事業等を実施する。	・病児・病後児保育及びファミリーヘルプ保育園、一時預かり事業等を実施し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応することができた。	B	・病児・病後児保育及びファミリーヘルプ保育園、認可保育園での一時預かり事業等を実施する。	・病児・病後児保育及びファミリーヘルプ保育園、一時預かり事業等を実施し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応することができた。	B	・病児・病後児保育及びファミリーヘルプ保育園、認可保育園での一時預かり事業等を実施する。	同左
56	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	④子育て世帯への支援	子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを支援していきます。	学校教育課	放課後児童クラブの支援員の資質向上や児童の健全育成に向けた運営形態の充実を図り、特別な支援を要する児童も含め、放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせる環境を整備する。	・放課後児童クラブ支援員の資質向上のため研修会を実施するとともに、保護者と連携し、児童の育成支援を行う。	・市独自の放課後児童支援員の研修会を11回開催し、支援員の資質向上を図るとともに、遊びの中で児童と触れ合うことで育成支援に努めた。	B	・放課後児童クラブ支援員の資質向上のため研修会を実施するとともに、保護者と連携し、児童の育成支援を行う。	・新型コロナの影響により研修会の実施は3回のみであった。 ・特性のある児童への支援は、ケース会議を開催し情報共有を図りながら児童の育成支援に努めた。	C	・放課後児童クラブ支援員の資質向上のため研修会を実施するとともに、保護者と連携し、児童の育成支援を行う。	同左
57	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	④子育て世帯への支援	子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを支援していきます。	健康づくり推進課	子育てに対する負担や不安が少なく、自信をもって子育てに向き合うことができる状態。	・各種母子保健事業において相談支援を行うとともに、相談内容を関係機関と情報共有を行うことで相談体制の強化を図り、妊娠期から継続した支援を行う。	・妊娠期から各種母子保健事業において相談支援を行うとともに、関係機関と情報共有を行いながら、必要なサービス等につながるよう支援した。	B	・各種母子保健事業において相談支援を行うとともに、相談内容を関係機関と情報共有を行うことで相談体制の強化を図り、妊娠期から継続した支援を行う。	・妊娠期から各種母子保健事業において相談支援を行うとともに、関係機関と情報共有を行いながら、必要なサービス等につながるよう支援した。	B	・各種母子保健事業において相談支援を行うとともに、相談内容を関係機関と情報共有を行うことで相談体制の強化を図り、妊娠期から継続した支援を行う。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
58	26	基本目標3	(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供	④子育て世帯への支援	子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることをできるよう支援していきます。	こども課	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するほか、子育て支援情報の発信や相談支援など子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する不安感等を緩和することができる状態。	・こどもセンター及び子育てひろばを開設し、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するほか、子育て支援情報の発信や相談支援を行う。	・こどもセンターや子育てひろばにおいて、親子のふれあいの場や保護者及び子ども同士の交流の場を提供するとともに、子育て相談や各種講座を実施するなど、保護者の子育ての不安感や孤立感の緩和と安心して子育てができる環境づくりを推進した。	B	・こどもセンター及び子育てひろばを開設し、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するほか、子育て支援情報の発信や相談支援を行う。	・こどもセンターや子育てひろばにおいて、親子のふれあいの場や保護者及び子ども同士の交流の場を提供するとともに、子育て相談や各種講座を実施するなど、保護者の子育ての不安感や孤立感の緩和と安心して子育てができる環境づくりを推進した。コロナ禍でも気兼ねなく相談や交流ができるように、オンラインを活用した相談、交流の場を整備した。	B	・こどもセンター及び子育てひろばを開設し、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するほか、子育て支援情報の発信や相談支援を行う。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
59	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	①福祉サービスに関する情報提供体制の充実	市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。	福祉課	・市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報が容易に入手できる状態。	・広報上越、市ホームページ、各種ガイドブック等の媒体や相談支援事業所等と連携し、福祉サービスの周知を図る。	・障害福祉ハンドブックを作成し、相談支援事業所等と連携して福祉サービスの周知を図った。 ・市民が情報を必要とする時に入手できるよう、市ホームページに掲載した。	B	・広報上越、市ホームページ、各種ガイドブック等の媒体や相談支援事業所等と連携し、福祉サービスの周知を図る。	・障害福祉ハンドブックを作成し、相談支援事業所等と連携して福祉サービスの周知を図った。 ・市民が情報を必要とする時に入手できるよう、市ホームページ等に掲載した。	B	・障害福祉ハンドブックのほか、広報上越、市ホームページ、各種ガイドブック等の媒体や相談支援事業所等と連携し、福祉サービスの周知を図る。	同左
60	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	①福祉サービスに関する情報提供体制の充実	市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。	高齢者支援課	・市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報が容易に入手できる状態。	・広報上越、市ホームページ、高齢者福祉のあらし等の媒体や民生委員、地域包括支援センター等との連携により福祉サービスの周知を図る。	・市ホームページ、高齢者福祉のあらし等の媒体や民生委員、地域包括支援センター等との連携により福祉サービスの周知と利用の促進を図った。	B	・広報上越、市ホームページ、高齢者福祉のあらし等の媒体や民生委員、地域包括支援センター等との連携により福祉サービスの周知を図る。	・市ホームページ、高齢者福祉のあらし等の媒体や民生委員、地域包括支援センター等との連携により福祉サービスの周知と利用の促進を図った。	B	・広報上越、市ホームページ、高齢者福祉のあらし等の媒体や民生委員、地域包括支援センター等との連携により福祉サービスの周知を図る。	同左
61	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	①福祉サービスに関する情報提供体制の充実	市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。	健康づくり推進課	市民が必要な時に必要な福祉サービスの情報が入手できる状態。	・保健活動や障害サービス認定調査の際、必要に応じて福祉サービスの情報提供を行う。	・保健活動や障害サービス認定調査(27件/年)の際、必要に応じて福祉サービスの情報提供を行った。	B	・保健活動や障害サービス認定調査の際、必要に応じて福祉サービスの情報提供を行う。	・保健活動や障害サービス認定調査(35件/年)の際、必要に応じて福祉サービスの情報提供を行った。	B	・保健活動や障害サービス認定調査の際、必要に応じて福祉サービスの情報提供を行う。	同左
62	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	①福祉サービスに関する情報提供体制の充実	市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。	保育課	広報上越や市のホームページなどの媒体を活用し、情報提供体制が充実している状態。	・広報上越や市のホームページなどの媒体に、市民が必要とする保育サービスの利用に関する情報を掲載する。	・広報上越やホームページ等を通じ、保育園情報や入園選考の基準など、保育サービスの利用に関する情報提供を行った。	B	・広報上越や市のホームページなどの媒体に、市民が必要とする保育サービスの利用に関する情報を掲載する。	・広報上越やホームページ等を通じ、保育園情報や入園選考の基準など、保育サービスの利用に関する情報提供を行った。	B	・広報上越や市のホームページなどの媒体に、市民が必要とする保育サービスの利用に関する情報を掲載する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
63	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	①福祉サービスに関する情報提供体制の充実	市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。	こども課	様々な媒体を活用して、市民が子育て支援情報を入手しやすい状態。	・こどもセンター及び子育てひろばにおいて子育て支援情報を発信するほか、じょうえつ子育てinfoハンドブックの発行や上越市子育て応援ステーションのwebサイトを運営する。	・関連施設へ手取りやすいよう、ハンドブックやチラシを設置したほか、web上では最新の情報を素早く提供できた。	B	・こどもセンター及び子育てひろばにおいて子育て支援情報を発信するほか、じょうえつ子育てinfoハンドブックの発行や上越市子育て応援ステーションのwebサイトを運営する。	・関連施設へ手取りやすいよう、ハンドブックやチラシを設置したほか、web上では最新の情報を素早く提供できた。	B	・こどもセンター及び子育てひろばにおいて子育て支援情報を発信するほか、じょうえつ子育てinfoハンドブックの発行や上越市子育て応援ステーションのwebサイトを運営する。	同左
64	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	①福祉サービスに関する情報提供体制の充実	市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。	すこやかなくらし包括支援センター	相談窓口に関する情報が広報上越や市ホームページなどの媒体により、提供されている状態。	・相談窓口に関する情報について、広報上越や市ホームページなどの媒体を活用して周知する。	・相談窓口に関する情報について、広報上越や市ホームページなどの媒体を活用して周知した。	B	・相談窓口に関する情報について、広報上越や市ホームページなどの媒体を活用して周知する。	・相談窓口に関する情報について、広報上越や市ホームページなどの媒体を活用して周知した。	B	・相談窓口に関する情報について、広報上越や市ホームページなどの媒体を活用して周知する。	同左
65	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	①福祉サービスに関する情報提供体制の充実	市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。	こども発達支援センター	相談や療育に関する情報について、市ホームページに掲載するほか、保育園・幼稚園等からの連絡を通して、保護者等に提供されている状態。	・相談や療育に関する情報について、市ホームページに掲載するほか、保育園・幼稚園等からの連絡を通して、保護者等に提供する。	・こども発達支援センターで行っている相談や療育に関する情報について、市ホームページで周知したほか、休日体験・見学会等の情報について、保育園や幼稚園等からの連絡を通して保護者等に提供した。	B	・相談や療育に関する情報について、市ホームページに掲載するほか、保育園・幼稚園等からの連絡を通して、保護者等に提供する。	・こども発達支援センターで行っている相談や療育に関する情報について、市ホームページ等で周知したほか、休日相談会等の情報について、保育園や幼稚園等からの連絡を通して保護者等に提供した。	B	・相談や療育に関する情報について、市ホームページに掲載するほか、保育園・幼稚園等からの連絡を通して、保護者等に提供する。	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
66	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	②情報の取得が困難な人への情報入手支援	障害などにより情報の取得が困難な人が、必要な情報を確実に入手するとともに、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、音声化した広報上越の貸出しなどの援助を行うことで、社会生活の安定と福祉の増進を図ります。	福祉課	どのような場面でも情報保障されている状態。	・手話通訳・要約筆記者の派遣依頼に対応するとともに、手話通訳・要約筆記者の養成も行う。また、音声化した広報上越(声の広報)の貸出を行う。 ・医療機関の受診や学校等の面談時など、375件の派遣依頼に対応した。また、年々増加する依頼に対応するため、手話通訳・要約筆記者の養成を実施し7人が受講した。 ・音声化した広報上越の貸出を実施し40人の視覚障害者への情報提供を行った。	B	・手話通訳・要約筆記者の派遣依頼に対応するとともに、手話通訳・要約筆記者の養成も行う。また、音声化した広報上越(声の広報)の貸出を行う。 ・医療機関の受診や学校等の面談時など、330件の派遣依頼に対応した。 ・要約筆記者の養成を実施し5人が受講した。また、手話通訳者の養成講座は、新型コロナウイルスの関係から実施日程と講師の確保ができず実施できなかった。 ・音声化した広報上越の貸出を実施し35人の視覚障害者への情報提供を行った。	C	・手話通訳・要約筆記者の派遣依頼に対応するとともに、感染症対策を行い手話通訳・要約筆記者の養成も行う。また、音声化した広報上越(声の広報)の貸出を行う。	同左		
67	27	基本目標3	(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援	③「職員対応要領」に基づく適切な対応	窓口業務や会議、イベント等において、障害のある人に対する差別的な取扱いを行わないほか、障壁を除去するための合理的配慮の提供を行うなど、「職員対応要領」に基づき適切に対応します。	福祉課	窓口業務や会議、イベント等において、合理的配慮がなされ適切な対応が行われている状態。	・「職員対応要領」に基づき適切な窓口対応を行う。 ・障害のある人に対する市職員の適切な対応を推進するため、年1回以上市職員を対象とした研修会を開催する。 ・弁護士を講師に招き障害者差別解消法に関する職員研修会を開催し、法の趣旨の理解と、適切な窓口対応に資する研修を行った。(係長級69人参加)。	B	・「職員対応要領」に基づき適切な窓口対応を行う。 ・障害のある人に対する市職員の適切な対応を推進するため、年1回以上市職員を対象とした研修会を開催する。 ・弁護士を講師に招き障害者差別解消法に関する職員研修会を開催し、法の趣旨の理解と、適切な窓口対応に資する研修を行った。(係長級25人参加)。	B	・「職員対応要領」に基づき適切な窓口対応を行う。 ・障害のある人に対する市職員の適切な対応を推進するため、年1回以上市職員を対象とした研修会を開催する。	同左		

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
68	28	基本目標3	(3)安心して暮らせる環境の整備	①地域における生活基盤づくり	<p>平常時だけでなく、災害時などの緊急時においても、高齢者や障害のある人などが安心して過ごせるよう、引き続き、グループホームの整備や緊急時における受入れ体制づくり等を推進していきます。</p>	福祉課	<p>・自らのライフスタイルや生活状況に合わせて希望する施設や住まいで生活している状態。</p> <p>・緊急的な事情等が発生した場合に、短期入所の受け入れが行われている状態。</p>	<p>・障害のある人等のニーズを踏まえ、グループホームや障害福祉サービス事業所の施設整備に取り組む社会福祉法人等に対し補助金の交付を行う。</p> <p>・「重症心身障害者緊急短期入所用居室確保事業」の実施や、地域生活支援拠点等運営事業者との連携により、障害のある人の短期入所の受け入れ先を確保する。</p>	<p>・グループホームや障害福祉サービス事業所の施設整備に取り組む社会福祉法人等に対して補助金を交付し、障害のある人のニーズに対応した施設整備を促進した。</p> <p>・医療行為を必要とする重症心身障害児(者)の緊急的な受け入れに対応するため、さいがた医療センターにおいて2床を365日確保した。</p> <p>・地域生活支援拠点等を開設する社会福祉法人等との連携により、緊急短期入所等に対応した。</p>	B	<p>・障害のある人等のニーズを踏まえ、グループホームや障害福祉サービス事業所の施設整備に取り組む社会福祉法人等に対し補助金の交付を行う。</p> <p>・「重症心身障害者緊急短期入所用居室確保事業」の実施や、地域生活支援拠点等運営事業者との連携により、障害のある人の短期入所の受け入れ先を確保する。</p>	<p>・グループホームや障害福祉サービス事業所の施設整備に取り組む社会福祉法人等に対して補助金を交付し、障害のある人のニーズに対応した施設整備を促進した。</p> <p>・医療行為を必要とする重症心身障害児(者)の緊急的な受け入れに対応するため、さいがた医療センターにおいて2床を365日確保した。</p> <p>・地域生活支援拠点等を開設する社会福祉法人等との連携により、緊急短期入所等に対応した。</p>	B	<p>・障害のある人等のニーズを踏まえ、グループホームや障害福祉サービス事業所の施設整備に取り組む社会福祉法人等に対し補助金の交付を行う。</p> <p>・「重症心身障害者緊急短期入所用居室確保事業」の実施や、地域生活支援拠点等運営事業者との連携により、障害のある人の短期入所の受け入れ先を確保する。</p>	同左
69	28	基本目標3	(3)安心して暮らせる環境の整備	①地域における生活基盤づくり	<p>平常時だけでなく、災害時などの緊急時においても、高齢者や障害のある人などが安心して過ごせるよう、引き続き、グループホームの整備や緊急時における受入れ体制づくり等を推進していきます。</p>	高齢者支援課	<p>・災害時において、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者等に対し、身体等の状況に応じた生活環境が整備された福祉避難所が確保されている状態。</p>	<p>・福祉避難所避難対象者を定期的に更新し、町内会等と情報共有を図るとともに、適宜、福祉避難所へ災害備蓄品を配備し、避難支援体制の整備を図る。</p>	<p>・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を更新し、町内会や関係機関に情報を提供した。</p> <p>・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、個別避難計画の作成に向けた支援を行った。</p>	B	<p>・福祉避難所避難対象者を定期的に更新し、町内会等と情報共有を図るとともに、適宜、福祉避難所へ災害備蓄品を配備し、避難支援体制の整備を図る。</p>	<p>・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を更新し、町内会や関係機関に情報を提供した。</p>	B	<p>・福祉避難所避難対象者を定期的に更新し、町内会等と情報共有を図るとともに、適宜、福祉避難所へ災害備蓄品を配備し、避難支援体制の整備を図る。</p>	同左

番号	上越市第2次地域福祉計画					担当課	令和4年度末に目指すべき状態	令和元年度			令和2年度			令和3年度	令和4年度
	頁	基本目標	基本施策	項目	取組の方向性・概要			実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施結果	評価	実施計画	実施計画
70	29	基本目標3	(3)安心して暮らせる環境の整備	②地域医療体制の充実	<p>上越地域医療センター病院の改築を契機として、市内の病院や診療所等との地域医療連携体制を一層充実するとともに、上越地域医療センター病院と市立診療所のネットワーク化を推進することにより、市民ニーズに応じた質の高い医療を提供できる状態を目指します。</p> <p>また、人口減少や高齢化の進展の影響が大きい中山間地域においても身近で適切な医療が受けられるよう、機能的な医療体制を確立していくとともに、二次救急病院との連携を強化し、地域における救急医療体制の充実に努めます。</p> <p>さらに、地域医療体制を維持するため、県や医療機関、医師会等と連携し、地域全体の医師確保に向けた取組を推進します。</p>	地域医療推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築を契機とした地域医療連携体制の充実や上越地域医療センター病院と市立診療所のネットワーク化の推進により、市民ニーズに応じた質の高い医療が提供されている状態。 ・二次救急病院との連携による救急医療体制の充実や、県や関係機関と連携した地域全体の医師確保の取組の推進により、安定的かつ機能的な医療体制が確保されている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築事業を推進するとともに、上越地域医療センター病院と市立診療所の連携や市立診療所どうしの人的なネットワーク化を推進する。 ・休日・夜間診療所を運営し、地域の救急医療体制の確保を図る。 ・地域の医師確保に向けて県や関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築に向けた基本計画を令和2年3月に策定した。 ・上越地域医療センター病院と市立診療所の連携を図り、牧診療所において、上越地域医療センター病院から医師を派遣した。また、くろかわ診療所において、医師の逝去に伴い、医師との委託から、上越地域医療センター病院との委託契約に切り替えを行った。 ・休日・夜間診療所を運営し、地域の救急医療体制の確保を図った。 令和元年6月に保健所が中心となり「上越圏域医師確保戦略推進会議」を立ち上げ、圏域の医師確保に向け、地域の観光情報やU・I・ターン施策と連動した医師向けパンフレットを作成した。市では1000部増刷してR2.3月に市内病院に配布した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築事業を推進するとともに、上越地域医療センター病院と市立診療所の連携や市立診療所どうしの人的なネットワーク化を推進する。 ・休日・夜間診療所を運営し、地域の救急医療体制の確保を図る。 ・地域の医師確保に向けて県や関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築については、令和2年度を「経営改善検証期間」と位置付け、経営改善に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、十分な検証を行うことが困難な状況であった。このため、基本計画において予定していた令和3年度の基本設計を見送ることとした。 ・上越地域医療センター病院と市立診療所の連携を図り、くろかわ診療所において、上越地域医療センター病院から新しい医師が着任した。 ・休日・夜間診療所を運営し、地域の救急医療体制の確保を図った。 ・上越保健所が中心となり、取り組んでいる上越圏域医師U・I・ターン戦略推進事業において、医師確保パンフレットの作成に協力するなど連携を図った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築事業を推進するとともに、上越地域医療センター病院と市立診療所の連携や市立診療所どうしの人的なネットワーク化を推進する。 ・休日・夜間診療所を運営し、地域の救急医療体制の確保を図る。 ・地域の医師確保に向けて県や関係機関との連携を図る。 	同左